

令和 3 年 12 月
令和 3 年 第 7 回 栃木 市議会 定例会
議案 説明書

栃木市

番 号	件 名	
報告第 14 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 109 号	令和 3 年度栃木市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 110 号	令和 3 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 111 号	令和 3 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 112 号	令和 3 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 113 号	令和 3 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 114 号	令和 3 年度栃木市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 115 号	栃木市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第 116 号	栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 117 号	栃木市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	11
議案第 118 号	栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	24
議案第 119 号	栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を 改正する条例の制定について	35
議案第 120 号	財産の取得について（栃木インター西土地区画整理事業用地）	38
議案第 121 号	財産の取得について（平川土地区画整理事業用地）	41
議案第 122 号	和解について	43
議案第 123 号	指定管理者の指定について（栃木市斎場）	46
議案第 124 号	指定管理者の指定について（栃木市大平地域福祉センター）	47
議案第 125 号	指定管理者の指定について（栃木市藤岡地域活動支援センター）	48
議案第 126 号	指定管理者の指定について（栃木市都賀地域活動支援センター）	49
議案第 127 号	指定管理者の指定について（栃木市大平児童館）	50

議案第 128 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	51
議案第 129 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	53
議案第 130 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	55
議案第 131 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	57

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

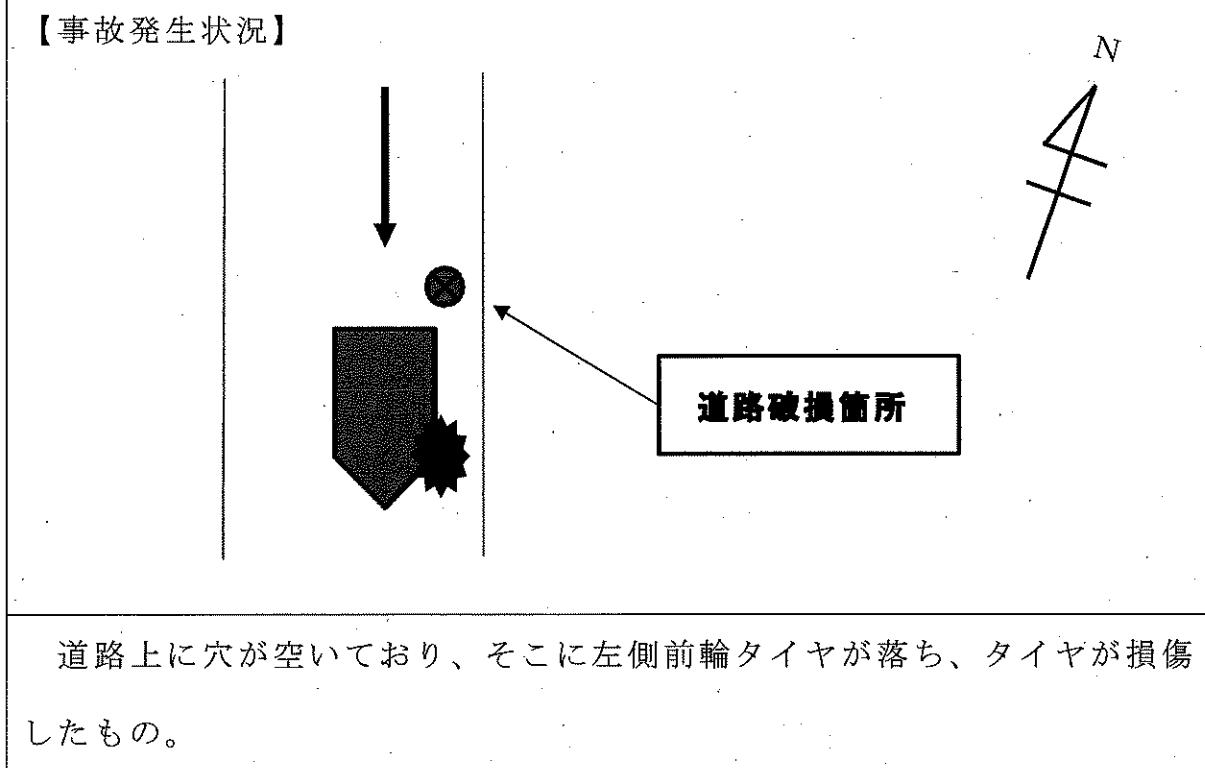
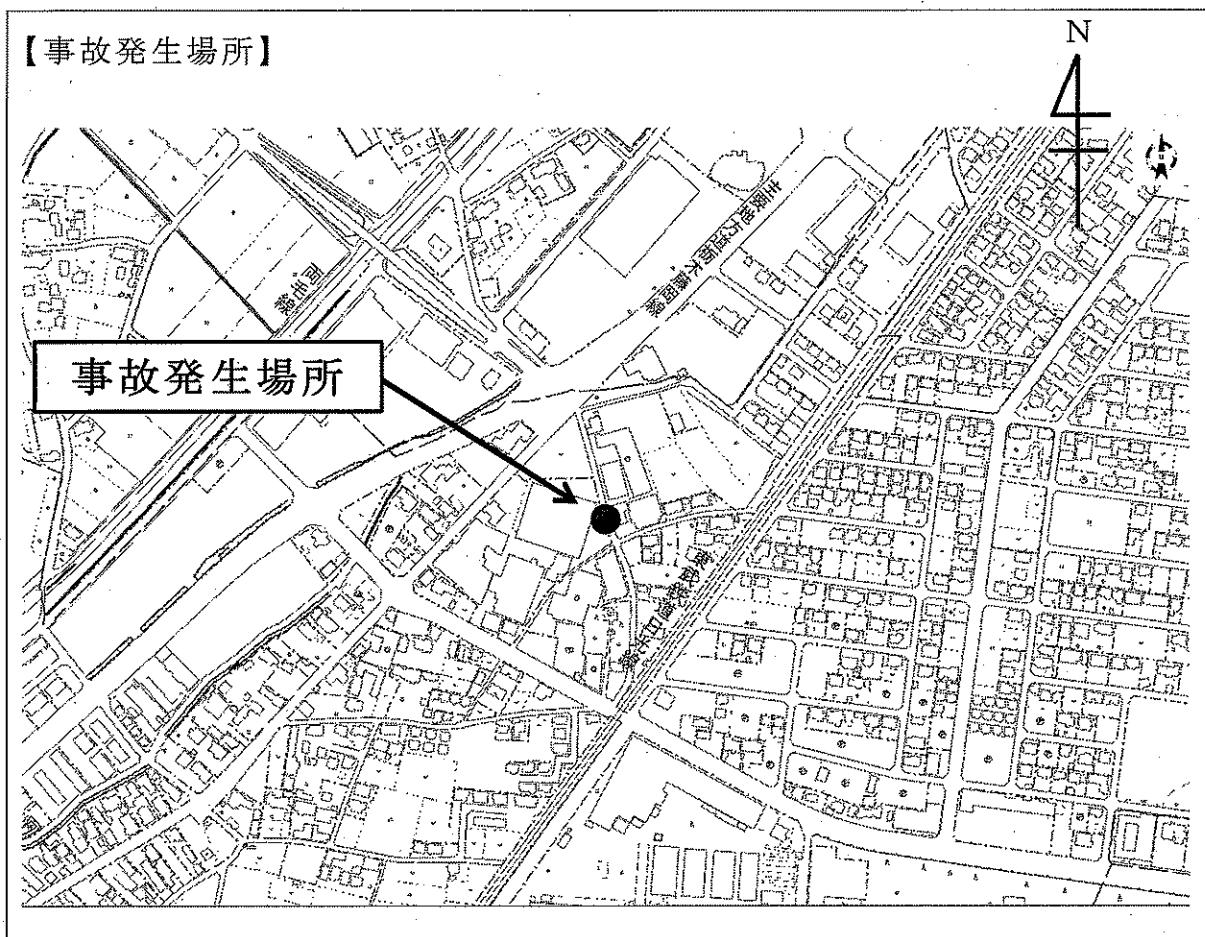
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 1件100万円以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。

2 以下略

専決第7号



(総務課)

議案第115号

栃木市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

青少年や子どもの年齢要件の見直しに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市自治基本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

青少年や子どもの年齢要件を削ること。（第12条関係）

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

議案第115号（総務課）

栃木市自治基本条例の一部を改正する条例

現	行
(青少年や子ども)	
第12条 <u>満20歳未満の</u> 青少年や子どもは、それぞれの年齢等に応じた関わり方でまちづくりに参画する権利を有する。	
2 市民及び市は、 <u>満20歳未満の</u> 青少年や子どもが、安全で安心して健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。	

改 正 案

(青少年や子ども)

第12条 青少年や子どもは、それぞれの年齢等に応じた関わり方でまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民及び市は、青少年や子どもが、安全で安心して健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

(保険年金課)

議案第116号

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に準じ、所要の改正を行う必要が生じたため、
栃木市国民健康保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求める
もの。

◎改正の概要

出産育児一時金の額を改めること。（第8条関係）

〔参照条文〕

議案第115号と同じ。

議案第116号（保険年金課）

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

現	行
(出産育児一時金)	
第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。	
2 略	

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 略

改 正 案

(出産育児一時金)

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 略

(環 境 課)

議案第117号

栃木市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

特定事業の実施において、事業者と住民の良好な関係を構築するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 事前協議に係る規定を加えること。 (第11条関係)
- 2 引用条項を改めること。
(第12条、第15条、第17条、第21条、第26条、第28条、第29条、第31条、第33条、第35条及び第37条から第39条関係)
- 3 周辺住民等への周知に係る規定を加えること。 (第13条関係)
- 4 字句の整理を行うこと。 (第14条関係)

[参照条文]

議案第115号と同じ。

議案第117号（環境課）

栃木市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正す

現 行

目次

第1章～第3章 略

第4章 特定事業に関する規制（第10条—第32条）

第5章 雜則（第33条—第35条）

第6章 罰則（第36条—第39条）

附則

（特定事業に係る土地所有者の同意）

第11条 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第12号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

る条例

改 正 案

目次

第1章～第3章 略

第4章 特定事業に関する規制（第10条—第33条）

第5章 雜則（第34条—第36条）

第6章 罰則（第37条—第40条）

附則

(事前協議)

第11条 前条の許可又は第17条第1項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業について市長と協議しなければならない。

（特定事業に係る土地所有者の同意）

第12条 第10条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第14条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第12号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

(周辺住民等への周知)

第13条 第10条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業区域及び特定事業に供する施設（以下「特定事業場」という。）の規則で定める周辺地域の住民その他規則で定める関係人（以下「周辺住民等」という。）に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第12号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、その責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、周辺住民等に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第12号までに掲げる事項の内容を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じることをもってこれに代えることができる。

現	行
<p>(許可申請の手続)</p> <p>第12条 第10条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>特定事業区域及び特定事業に供する施設</u>（以下「<u>特定事業場</u>」という。）の位置及び面積</p> <p>(3)～(13) 略</p> <p>2 略</p> <p>(許可の基準等)</p> <p>第13条 市長は、第10条の許可の申請(一時堆積事業のものを除く。)が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 第8条第2項又は<u>第28条</u>の規定による必要な措置を完了していない者</p> <p>ウ <u>第27条第1項</u>の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る栃木市行政手続条例（平成22年栃木市条例第19号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が<u>第27条第1項第3号</u>又は第8号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。</p> <p>エ <u>第27条第1項</u>の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>オ～ケ 略</p>	

改 正 案

2 第10条の許可の申請をしようとする者は、前項の規定による周辺住民等への周知の内容及びその結果を記載した書面を作成しなければならない。

(許可申請の手続)

第14条 第10条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 特定事業場の位置及び面積

(3)～(13) 略

2 略

(許可の基準等)

第15条 市長は、第10条の許可の申請(一時堆積事業のものを除く。)が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 略

イ 第8条第2項又は第29条の規定による必要な措置を完了していない者

ウ 第28条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る栃木市行政手続条例（平成22年栃木市条例第19号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第28条第1項第3号又は第8号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

エ 第28条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ～ケ 略

現	行
(2) <u>第11条</u> の同意を得ていること。	
(3)～(7) 略	
2～4 略	
<u>第14条</u> 略	
(変更の許可等)	
<u>第15条</u> 第10条の許可を受けた者は、 <u>第12条第1項各号</u> 又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合において、 <u>第11条</u> の規定を準用する。	
2～5 略	
<u>第16条～第18条</u> 略	
(周辺住民等への周知)	
<u>第19条</u> 第10条の許可を受けた者は、当該許可の内容を当該特定事業場の周辺住民その他の利害関係を有する者に周知させるように努めなければならない。	
(関係書類の縦覧)	
<u>第20条</u> 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の施行を管理する事務所において、当該特定事業が施行されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び <u>第17条第1項</u> の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。	
<u>第21条～第24条</u> 略	
(譲受け)	
<u>第25条</u> 第10条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業を譲り受けようとする者は市長の許可を受けなければならない。この場合において、 <u>第11条</u> の規定を準用する。	
2 略	
3 <u>第13条第1項</u> (第1号及び第2号に係る部分に限る。) 及び <u>第14条</u> の規定は、第1項の許可について準用する。	
4 略	
<u>第26条</u> 略	
(許可の取消し等)	
<u>第27条</u> 市長は、第10条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該	

改 正 案

(2) 第12条の同意を得ていること。

(3)～(7) 略

2～4 略

第16条 略

(変更の許可等)

第17条 第10条の許可を受けた者は、第14条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合において、第12条及び第13条の規定を準用する。

2～5 略

第18条～第20条 略

(関係書類の縦覧)

第21条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の施行を管理する事務所において、当該特定事業が施行されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第19条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

第22条～第25条 略

(譲受け)

第26条 第10条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合において、第12条の規定を準用する。

2 略

3 第15条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）及び第16条の規定は、第1項の許可について準用する。

4 略

第27条 略

(許可の取消し等)

第28条 市長は、第10条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該

現 行

許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 略
- (2) 不正の手段により第10条、第15条第1項又は第25条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 略
- (4) 第13条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 第14条（第15条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (6) 第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (7) 第16条から第22条までの規定に違反したとき。
- (8) 前条第1項の規定により第10条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第13条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。
- (9) 略

2 略

(措置命令)

第28条 略

2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第10条の許可を受けた者（第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を一時停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の災害発生防止措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、第10条又は第15条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の災害発生防止措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、第23条第3項、第24条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の災害発生防止措置をとるべきことを命ずることができる。

第29条 略

改 正 案

許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 略
- (2) 不正の手段により第10条、第17条第1項又は第26条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 略
- (4) 第15条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいづれかに該当するに至ったとき。
- (5) 第16条（第17条第5項及び第26条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (6) 第17条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (7) 第18条から第23条までの規定に違反したとき。
- (8) 前条第1項の規定により第10条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第15条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいづれかに該当するとき。
- (9) 略

2 略

（措置命令）

第29条 略

2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第10条の許可を受けた者（第17条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を一時停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の災害発生防止措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、第10条又は第17条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の災害発生防止措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、第24条第3項、第25条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の災害発生防止措置をとるべきことを命ずることができる。

第30条 略

現 行

(関係書類の保存)

第30条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第23条第1項の規定による完了の届出若しくは第24条第2項の規定による廃止の届出をした日又は第27条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。

第31条 略

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第32条 第11条 (第15条第1項及び第25条第1項)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壤の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施行の状況を把握しなければならない。

2 **第11条の同意**をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壤が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

第5章 雜則

第33条 略

(手数料)

第34条 第10条、第15条第1項又は第25条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 略

(2) 第15条第1項の変更の許可の申請 1件につき 33,000円

(3) 第25条第1項の譲受けの許可の申請 1件につき 33,000円

第35条 略

第6章 罰則

(罰則)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第2項、第27条第1項又は第28条第1項から第4項までの規定による命令に

改 正 案

(関係書類の保存)

第31条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第24条第1項の規定による完了の届出若しくは第25条第2項の規定による廃止の届出をした日又は第28条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から5年間、当該特定事業に關しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。

第32条 略

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第33条 第12条(第17条第1項及び第26条第1項)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壤の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施行の状況を把握しなければならない。

2 **第12条の同意**をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壤が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

第5章 雜則

第34条 略

(手数料)

第35条 第10条、第17条第1項又は第26条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第17条第1項の変更の許可の申請 1件につき 33,000円
- (3) 第26条第1項の譲受けの許可の申請 1件につき 33,000円

第36条 略

第6章 罰則

(罰則)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第2項、第28条第1項又は第29条第1項から第4項までの規定による命令に

現 行
違反した者
(2) 第10条、 <u>第15条第1項</u> 又は <u>第25条第1項</u> の規定に違反して特定事業を行った者
<u>第37条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
(1) <u>第16条</u> の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者
(2) <u>第17条第1項</u> の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
(3) <u>第17条第2項</u> 又は <u>第18条第3項</u> の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(4) <u>第18条第1項</u> 又は第2項の規定による検査を行わなかった者
(5) <u>第33条第1項</u> の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
(6) <u>第33条第1項</u> の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
<u>第38条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
(1) <u>第15条第4項</u> 、 <u>第23条第1項</u> 、 <u>第24条第2項</u> 又は <u>第26条第2項</u> の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(2) <u>第30条</u> の規定に違反した者
<u>第39条</u> 略

改 正 案

違反した者

(2) 第10条、第17条第1項又は第26条第1項の規定に違反して特定事業を行った者

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者

(2) 第19条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(3) 第19条第2項又は第20条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第20条第1項又は第2項の規定による検査を行わなかった者

(5) 第34条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(6) 第34条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第4項、第24条第1項、第25条第2項又は第27条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第31条の規定に違反した者

第40条 略

(都市計画課)

議案第118号

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との
調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

再生可能エネルギー発電設備を設置する事業について、市民の安全安心な生活環境を確保し、並びに本市の美しい自然環境及び魅力ある景観を保全するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 土地所有者等及び事業者の責務のうち発電事業の終了に係る規定を第26条へ移すこと。（第6条及び第7条関係）
- 2 保全地区に地域森林計画において定められた森林の区域を加えること。
(第9条関係)
- 3 変更許可に係る規定に軽微な変更を加えること。（第15条関係）
- 4 事業の届出に係る規定を加えること。（第21条から第23条関係）
- 5 再生可能エネルギー発電設備等の適正管理等に係る規定を加えること。
(第24条から第26条関係)
- 6 地位の承継に係る規定を加えること。（第27条関係）
- 7 土地所有者等に対する求めを第25条へ移すこと。（旧第26条関係）
- 8 引用条項を改め、字句の整理を行うこと。

(第11条、第14条、第20条及び第28条から第30条関係)

[参照条文]

議案第115号と同じ。

議案第118号（都市計画課）

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正

現	行
(土地所有者等の責務)	
第6条 略	
2 土地所有者等は、事業を廃止し、又は当該事業により設置された再生可能エネルギー発電設備を用いて実施する発電事業（以下「発電事業」という。）が終了したときは、速やかに原状回復措置を講じなければならない。	2 土地所有者等は、事業を廃止し、又は当該事業により設置された再生可能エネルギー発電設備を用いて実施する発電事業（以下「発電事業」という。）が終了したときは、速やかに原状回復措置を講じなければならない。
(事業者の責務)	
第7条 略	
2 事業者は、事業を廃止し、又は発電事業が終了したときは、速やかに原状回復措置を講じなければならない。	2 事業者は、事業を廃止し、又は発電事業が終了したときは、速やかに原状回復措置を講じなければならない。
(保全地区の指定)	
第9条 前条に規定する保全地区は、次のとおりとする。	
(1)～(8) 略	
(9) 略	
2 市長は、前項第9号に掲げる地区的指定を行う場合においては、第27条第1項に規定する栃木市再生可能エネルギー発電設備設置審議会の意見を聴かなければならない。	2 市長は、前項第9号に掲げる地区的指定を行う場合においては、第27条第1項に規定する栃木市再生可能エネルギー発電設備設置審議会の意見を聴かなければならない。
3 市長は、第1項第9号に掲げる地区的指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。この場合において、当該指定は、当該告示によってその効力を生じるものとする。	3 市長は、第1項第9号に掲げる地区的指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。この場合において、当該指定は、当該告示によってその効力を生じるものとする。
(事業の許可)	
第11条 略	
2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画、その他規則で定める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。	2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画、その他規則で定める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。
3 略	
(許可の基準等)	

する条例

改 正 案

(土地所有者等の責務)

第6条 略

2 土地所有者等は、事業を廃止したときは、速やかに原状回復措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第7条 略

2 事業者は、事業を廃止したときは、速やかに原状回復措置を講じなければならない。

(保全地区の指定)

第9条 前条に規定する保全地区は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画において定められた同条第2項第1号の森林の区域

(10) 略

2 市長は、前項第10号に掲げる地区的指定を行う場合においては、第33条第1項に規定する栃木市再生可能エネルギー発電設備設置審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項第10号に掲げる地区的指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。この場合において、当該指定は、当該告示によってその効力を生じるものとする。

(事業の許可)

第11条 略

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画、その他規則で定める図書を添えて、これを市長に提出しなければならない。

3 略

(許可の基準等)

現	行
第14条 略	
2 略	
3 市長は、第11条第1項の許可をする場合においては、あらかじめ、前2項に掲げる事項について、 <u>第27条第1項</u> に規定する栃木市再生可能エネルギー発電設備設置審議会の議を経なければならない。	
4 略 (変更の許可)	
第15条 第11条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、同条第3項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。	
2 略	
<u>3</u> (許可の取消し)	
第20条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。	
(1)～(6) 略	
(7) <u>第24条第1項</u> 又は第3項の規定による命令に従わないとき	

改 正 案

第14条 略

2 略

3 市長は、第11条第1項の許可をする場合においては、あらかじめ、前2項に掲げる事項について、第33条第1項に規定する栃木市再生可能エネルギー発電設備設置審議会の議を経なければならぬ。

4 略

(変更の許可)

第15条 第11条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、同条第3項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 略

3 許可事業者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 略

(許可の取消し)

第20条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1)～(6) 略

(7) 第31条第1項又は第3項の規定による命令に従わないとき。

(事業の届出)

第21条 保全地区外において、その面積が5,000平方メートル以上の事業を行おうとする事業者（以下「届出事業者」という。）は、当該事業に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

(1) 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上で行う事業

(2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号に規定する環境施設の設置として行う事業

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を行った届出事業者に対し、当

現 行

改 正 案

該事業に係る必要な指導及び助言をすることができる。

(届出に係る事業の周知)

第22条 届出事業者は、事業に着手する前に、近隣住民等に対し当該事業の周知を図り、当該事業への理解を得るよう努めなければならない。

(事業の変更の届出)

第23条 届出事業者は、第21条第1項の規定により届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(再生可能エネルギー発電設備等の適正管理等)

第24条 事業者及び土地所有者等は、事業により設置された再生可能エネルギー発電設備を用いて実施する発電事業（以下「発電事業」という。）を実施している間、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう当該再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を適正に管理しなければならない。

(異常発生時の対応)

第25条 事業者及び土地所有者等は、事業により設置された再生可能エネルギー発電設備及び事業区域に異常が生じた場合は、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講ずるとともに、当該異常について、近隣住民等に周知し、及び市長に通報しなければならない。

2 市長は、発電事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者及び土地所有者等に対し、当該事態を防止するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

3 市長は、前項に規定する場合において、同項の事態が事業者又は土地所有者等以外の者の行為によるものであるときは、当該者に対し、同項の措置を講ずることを求めることができる。

(発電事業終了後の適正処分等)

第26条 事業者及び土地所有者等は、発電事業が終了したときは、再生可能エネルギー発電設備を速やかに撤去し、及び適正に処分し、並びに事業区域を原状に回復する措置を講じなければならない。

(地位の承継)

第27条 許可事業者、届出事業者又は土地所有者等から相続、売買、合併又は分割によりそ

現 行

(報告の徴収)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可事業者、工事施行者又は土地所有者等に対し、報告を求めることができる。

(立入検査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、許可事業者若しくは工事施行者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2・3 略

(勧告)

第23条 略

2 市長は、第11条第1項又は第15条第1項の規定に違反した事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置をとることを勧告することができる。

第24条・第25条 略

(土地所有者等に対する求め)

第26条 市長は、事業（この条例の規定により許可を受けて行う事業又はこの条例の施行前に行われた事業若しくはこの条例の施行の際、既に着手している事業であって、その事業がこの条例の施行後に行われたとしたならばこの条例の規定により許可を受けて行うこととなるものに限る。）が行われた土地において、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の行為により、前項の事態が生ずるおそれがあると認められるときは、当該者（相続、合併又は分割によりその地位を継承した者を含む。）に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。

第27条～第29条 略

改 正 案

の地位を承継した者は、承継した日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、工事施行者又は土地所有者等に対し、報告を求めることができる。

(立入検査)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者若しくは工事施行者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2・3 略

(勧告)

第30条 略

2 市長は、第11条第1項、第15条第1項、第21条第1項又は第23条第1項の規定に違反した事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置をとることを勧告することができる。

第31条・第32条 略

第33条～第35条 略

(農業委員会事務局)

議案第119号

栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数の見直しに当たり、
所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市農業委員会の委員及び農地利用
最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正することについて、議会の
議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 農業委員会の委員の定数を改めること。（第2条関係）
- 2 農地利用最適化推進委員の定数を改めること。（第3条関係）

〔参照条文〕

議案第115号と同じ。

議案第119号（農業委員会事務局）

栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条

現	行
(委員の定数)	
第2条 農業委員会の委員の定数は、 <u>25人</u> とする。	
(農地利用最適化推進委員の定数)	
第3条 農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、 <u>40人</u> とする。	

例

改 正 案

(委員の定数)

第2条 農業委員会の委員の定数は、21人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、40人以内とする。

(産業基盤整備課)

議案第120号

財産の取得について

提案理由

小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業用地として、栃木市吹上町及び野中町地内の土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

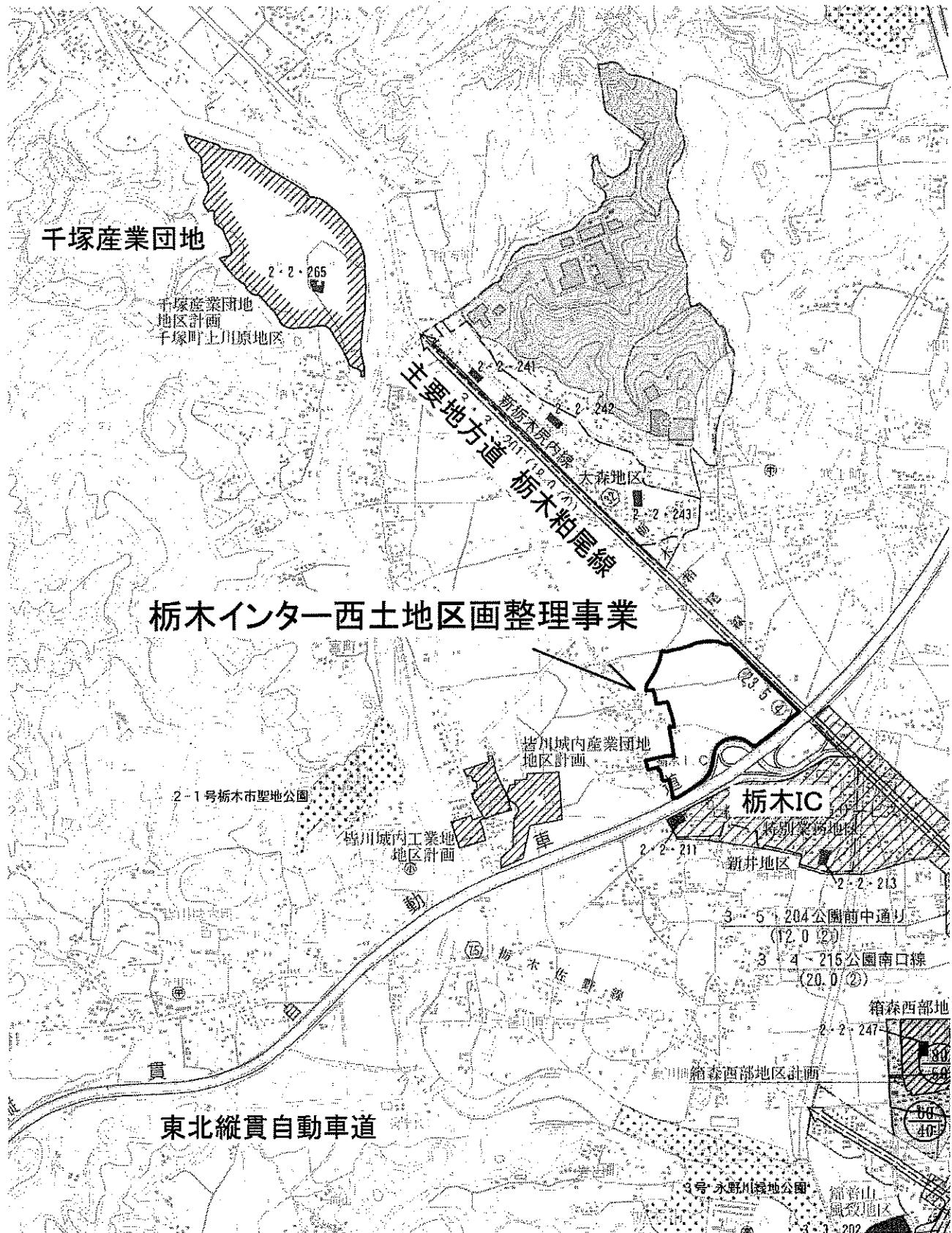
第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さ

なければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

○不動産の調書

所在地	地目	筆数	地積 (m ²)	取得価格 (円)
栃木市吹上町新井原	田、畠、宅地、 雜種地	16	10,800.42	50,538,664
栃木市吹上町猿楽	田、畠	31	30,177.00	94,454,010
栃木市吹上町芝原	田、畠、雜種地	49	40,688.00	139,976,240
栃木市吹上町新堀	田、畠	29	27,392.00	85,736,960
栃木市吹上町台ノ上	田、畠、宅地	29	27,571.00	129,640,400
栃木市吹上町野中原	田、畠、宅地	8	1,464.11	21,731,818
栃木市野中町西原	田、畠、宅地	40	23,480.80	77,015,349
計		202	161,573.33	599,093,441

位 置 図



(市街地整備課)

議案第121号

財産の取得について

提案理由

小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業用地として、栃木市大塚町及び都賀町地内の土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるもの。

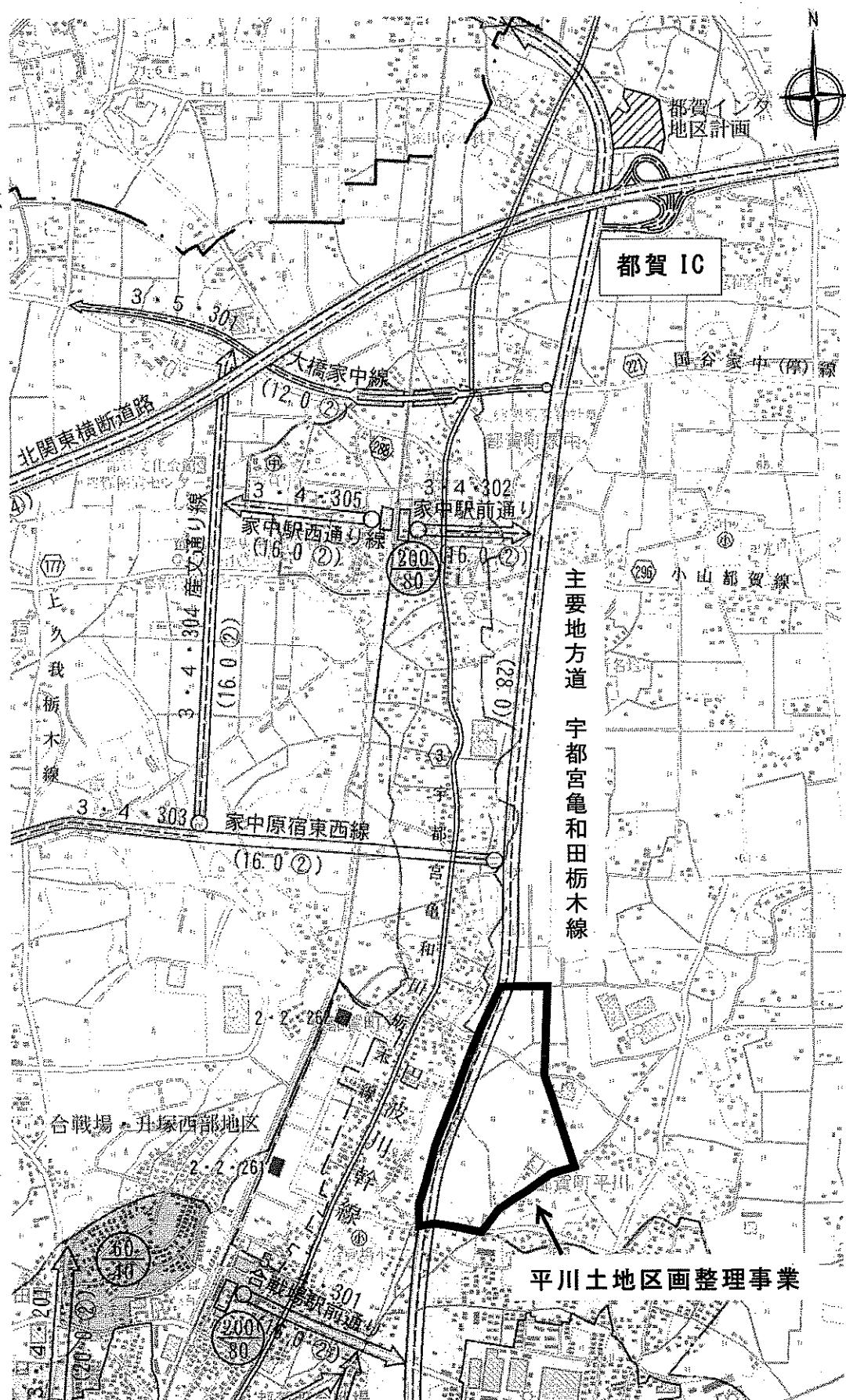
〔参考条文〕

議案第120号と同じ。

○不動産の調書

所在地	地目	筆数	地積 (m ²)	取得価格 (円)
栃木市大塚町柳原	田、畠	6	3,984.00	12,151,200
栃木市都賀町家中行人塚	田、畠、用悪水路	8	2,645.00	8,554,040
栃木市都賀町平川玄番内	田、畠、宅地、山林、 雑種地、用悪水路	62	42,026.80	140,394,976
栃木市都賀町平川関取塚	田、畠、宅地、山林、 雑種地、公衆用道路	32	27,350.99	93,752,417
栃木市都賀町平川本宿	雑種地、公衆用道路	3	166.00	670,800
栃木市都賀町升塚東塚	田、畠、水路	23	12,995.00	40,142,280
計		134	89,167.79	295,665,713

位 置 図



(産業基盤整備課)

議案第122号

和解について

提案理由

千塚産業団地分譲地内の土地の地盤改良増工分の費用及び地中埋設物処理費用に係る和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

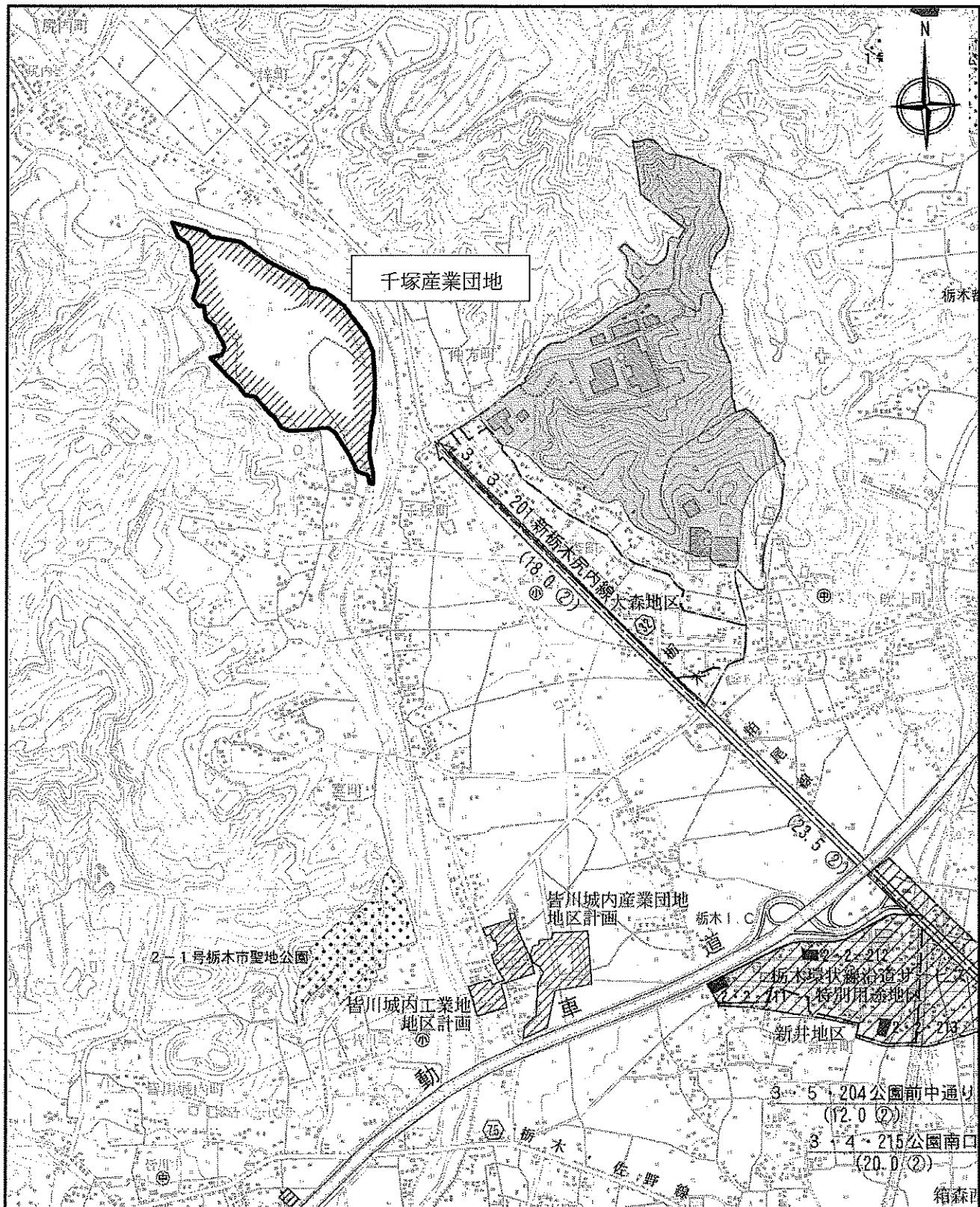
(1)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199

条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 以下略

位置図



(環 境 課)

議案第123号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市斎場の指定管理者に宮本工業所・五輪グループ（代表団体 宮本工業所）を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参考条文〕

地方自治法抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 1～5略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 以下略

(福祉総務課)

議案第124号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市大平地域福祉センターの指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第123号と同じ。

(障がい福祉課)

議案第125号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市藤岡地域活動支援センターの指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第123号と同じ。

(障がい福祉課)

議案第126号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市都賀地域活動支援センターの指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第123号と同じ。

(子育て支援課)

議案第127号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市大平児童館の指定管理者に学校法人しづわでら学園を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第123号と同じ。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、高際はま子氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参考条文〕

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 1・2略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

高 際 は ま 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市藤岡町藤岡 1555番地4

生年月日 昭和32年5月31日

主 な 經 歴

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)
議案第129号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、中田美千子氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第128号と同じ。

中田美千子氏の略歴

住 所 栃木市岩舟町小野寺199番地

生年月日 昭和29年5月29日

主な経歴

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)
議案第130号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、大竹教子氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

議案第128号と同じ。

大竹教子氏の略歴

住 所 栃木市岩舟町静和2145番地1

生年月日 昭和32年8月3日

主な経歴

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)
議案第131号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、熊倉陽子氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるので、後任委員の候補者として奈良部俊次氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

議案第128号と同じ。

奈 良 部 俊 次 氏 の 略 歴

住 所 栃木市吹上町 790 番地 4

生年月日 昭和 31 年 5 月 22 日

主 な 経 歴

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

